

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第1章 総則

- 第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱…………… 1
- 第7節 県土の概況…………… 2

第2章 災害予防計画

- 第2節 防災知識普及計画…………… 3
- 第4節 防災訓練計画…………… 4
- 第5節 気象業務整備計画…………… 5
- 第9節 入山規制計画…………… 11
- 第13節 ライフライン施設等安全確保計画…………… 12

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 活動体制計画…………… 13
- 第3節 通信情報計画…………… 14**
- 第7節 広報広聴計画…………… 15
- 第13節 県、市町村等応援協力計画…………… 16
- 第29節 農林水産物応急対策計画…………… 17
- 第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画…………… 18
- 第31節 ライフライン施設応急対策計画…………… 19

頁	現 計 画	修 正 案																																
3-1-2	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 981"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕</td> <td>(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="256 1075 839 1350"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店	[略]	[略]	[略]	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 981"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕</td> <td>(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="865 1075 1447 1350"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店 <u>東北電力ネットワーク(株)岩手支社</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店 <u>東北電力ネットワーク(株)岩手支社</u>	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北電力(株)岩手支店	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北電力(株)岩手支店 <u>東北電力ネットワーク(株)岩手支社</u>	[略]																																	
[略]	[略]																																	
修正理由	○ 所要の修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-9	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 火山</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 各火山の状況</p> <p>①、② [略]</p> <p>③ 秋田駒ヶ岳</p> <p>玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。20世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫気の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和45～46年の噴火では同カルデラ内の女岳から溶岩流を噴出し、小爆発をしきりに反復した。</p> <p>④ 栗駒山</p> <p>安山岩の二重式火山。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘である。有史後の活動は、昭和19年の爆発火口内での噴火・泥土噴出など。現在では、火山活動は平穏な状態である。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 火山</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 各火山の状況</p> <p>①、② [略]</p> <p>③ 秋田駒ヶ岳</p> <p>玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。20世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫気の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和45～46年の噴火では、<u>ストロンボリ式噴火を反復し、同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出した。</u></p> <p>④ 栗駒山</p> <p>安山岩の二重式火山。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘である。有史後の活動は、昭和19年の小規模な水蒸気噴火に伴う泥土噴出など。現在では、火山活動は平穏な状態である。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-3	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。<u>また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</u></p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ <u>融雪による火山泥流</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p><u>また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。</u></p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ <u>融雪型火山泥流</u></p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-7	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 訓練は、<u>図上訓練</u>又は<u>実地訓練</u>により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づきより実戦的な内容とするよう努める。 <p>ア [略]</p> <p>イ <u>実地訓練</u>は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、<u>実地</u>に防災活動に習熟するため実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 訓練は、<u>図上訓練</u>又は<u>実動訓練</u>により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づきより実戦的な内容とするよう努める。 <p>ア [略]</p> <p>イ <u>実動訓練</u>は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、<u>実動</u>により防災活動に習熟するため実施する。</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表記の適正化 	

頁	現 計 画	修 正 案																																																	
3-2-9	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実 (気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="256 483 837 804"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">栗駒山 火山観 測点</td> <td>GNSS</td> <td>2</td> <td>東北大学</td> </tr> <tr> <td>地震計</td> <td>2</td> <td>防災科学技術 研究所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 気象庁は、<u>緊急出動の成果を高めるため、火山機動観測班が保有する機器の更新近代化を図るよう努める。</u></p> <p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="256 1433 837 2105"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	栗駒山 火山観 測点	GNSS	2	東北大学	地震計	2	防災科学技術 研究所	種 類	内 容	[略]	[略]	噴火予報	[略]			<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実 (気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="863 483 1444 804"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">栗駒山 火山観 測点</td> <td rowspan="2">GNSS</td> <td>4</td> <td>国土交通省国 土地理院</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>東北大学</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震計</td> <td>2</td> <td>防災科学技術 研究所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 気象庁は、<u>機動観測を実施するために必要な機器等の整備・充実に努める。</u></p> <p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、仙台管区気象台は「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警戒・予報を発表する。</u></p> <table border="1" data-bbox="863 1433 1444 2105"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。</u> <u>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。</u> <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	栗駒山 火山観 測点	GNSS	4	国土交通省国 土地理院	4	東北大学		地震計	2	防災科学技術 研究所	種 類	内 容	[略]	[略]	噴火予報	[略]	噴火速報	<u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。</u> <u>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。</u> <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u>
施設等名		箇所数	設置機関																																																
[略]	[略]	[略]	[略]																																																
栗駒山 火山観 測点	GNSS	2	東北大学																																																
	地震計	2	防災科学技術 研究所																																																
種 類	内 容																																																		
[略]	[略]																																																		
噴火予報	[略]																																																		
施設等名		箇所数	設置機関																																																
[略]	[略]	[略]	[略]																																																
栗駒山 火山観 測点	GNSS	4	国土交通省国 土地理院																																																
		4	東北大学																																																
	地震計	2	防災科学技術 研究所																																																
種 類	内 容																																																		
[略]	[略]																																																		
噴火予報	[略]																																																		
噴火速報	<u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。</u> <u>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。</u> <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u>																																																		

			<ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。 ・噴火が発生した事実を確認できない場合。
			<p><u>火山の状況に関する解説情報</u></p> <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</p>
降灰予報(定時)	<p>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期的(3時間ごと)に発表。18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p>	降灰予報	<p>○降灰予報(定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>○降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小

			<p> <u>さな噴石の落下範囲を提供。</u> <u>※1 降灰予報（定時）を公表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。</u> <u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> <u>○降灰予報（詳細）</u> <u>・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。</u> <u>・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</u> <u>※2 降灰予報（定時）を公表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</u> <u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> </p>
--	--	--	---

			<p><u>降灰予報（速報）</u> を<u>発表した場合に</u> は、<u>予想降灰量によ</u> <u>らず、降灰予報（詳</u> <u>細）も発表。</u></p>
<p><u>降灰予報（速報）</u></p>	<p><u>噴火が発生した火</u> <u>山に対して、事前計</u> <u>算した降灰予測結果</u> <u>の中から最適なもの</u> <u>を抽出して、噴火発</u> <u>生後5～10分程度で</u> <u>発表。噴火発生から</u> <u>1時間以内に予想さ</u> <u>れる降灰量分布や小</u> <u>さな噴石の落下範囲</u> <u>を提供。</u></p>		
<p><u>降灰予報（詳細）</u></p>	<p><u>噴火が発生した火</u> <u>山に対して、降灰予</u> <u>測計算（数値シミュ</u> <u>レーション計算）を</u> <u>行い、噴火発生後20</u> <u>～30分程度で発表。</u> <u>噴火発生から6時間</u> <u>先まで（1時間ごと）</u> <u>に予想される降灰量</u> <u>分布や降灰開始時刻</u> <u>を提供。</u></p>		
<p>火山ガス予報</p>	<p><u>居住地域に長期間</u> <u>影響するような多量</u> <u>の火山ガスの放出が</u> <u>ある場合に、火山ガ</u> <u>スの濃度が高まる可</u> <u>能性のある地域を發</u> <u>表。</u></p>	<p>火山ガス予報</p>	<p><u>居住地域に長時間</u> <u>影響するような多量</u> <u>の火山ガスの放出が</u> <u>ある場合に、火山ガ</u> <u>スの濃度が高まる可</u> <u>能性のある地域を發</u> <u>表する予報で、気象</u> <u>庁及び仙台管区気象</u> <u>台が発表する。</u></p>
<p>火山現象に関する情 報等</p>	<p><u>噴火警報・予報及</u> <u>び降灰予報以外に、</u> <u>火山活動の状況等を</u> <u>お知らせするための</u> <u>情報等で、気象庁及</u> <u>び仙台管区気象台が</u> <u>発表。</u> <u>・火山の状況に関す</u> <u>る解説情報</u></p>	<p>火山現象に関する情 報等</p>	<p><u>○火山活動解説資料</u> <u>地図や図表等を用い</u> <u>て火山活動の状況や</u> <u>警戒事項を詳細に取</u> <u>りまとめたもので、毎</u> <u>月又は必要に応じて</u> <u>臨時に発表。</u> <u>○月間火山概況</u> <u>前月一ヶ月間の火山</u></p>

	<p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表。</u></p> <p><u>・火山活動解説資料</u> <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</u></p> <p><u>・月間火山概況</u> <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</u></p> <p><u>・噴火に関する火山観測報</u> <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。</u></p>		<p><u>活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</u></p> <p><u>○噴火に関する火山観測報</u> <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。</u></p>
<p><u>噴火速報</u></p>	<p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴</u></p>		

	<p><u>火したもよう」として発表。</u></p> <p><u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u> <u>・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u> <p><u>備考1 降灰予報（定時）を公表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を公表</u></p> <p><u>備考2 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるために予測された降灰が「少量」のみであっても、必要に応じて、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を公表</u></p> <p><u>備考3 降灰予報（速報）を公表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も公表</u></p>		
修正理由	○ 所要の修正		

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-28	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 登山道を有する市町村は、異常データ観測・活動活発期には、関係機関等と連携し、必要に応じ入山規制を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 登山道を有する市町村は、<u>火山</u>の異常データ観測・活動活発期には、関係機関等と連携し、必要に応じ入山規制を実施する。</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案																
3-2-33	<p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 電力施設</p> <p>1 施設整備</p> <p>① 土石流及び火山泥流対策</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 846"> <tr> <td data-bbox="256 394 550 436">[略]</td> <td data-bbox="550 394 839 436">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 436 550 846">変電設備</td> <td data-bbox="550 436 839 846">○ 浸冠水等のおそれのある箇所は、<u>建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落とし対策等を行う。</u></td> </tr> </table> <p>② [略]</p> <p>③ 雷害対策</p> <table border="1" data-bbox="256 936 839 1435"> <tr> <td data-bbox="256 936 550 1435">送電設備</td> <td data-bbox="550 936 839 1435">○ 架空地線の設置、<u>防路装置</u>の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ [略] ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、<u>系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1435 550 1478">[略]</td> <td data-bbox="550 1435 839 1478">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	変電設備	○ 浸冠水等のおそれのある箇所は、 <u>建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落とし対策等を行う。</u>	送電設備	○ 架空地線の設置、 <u>防路装置</u> の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ [略] ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、 <u>系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</u>	[略]	[略]	<p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 電力施設</p> <p>1 施設整備</p> <p>① 土石流及び火山泥流対策</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 846"> <tr> <td data-bbox="865 394 1158 436">[略]</td> <td data-bbox="1158 394 1447 436">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 436 1158 846">変電設備</td> <td data-bbox="1158 436 1447 846">○ 浸冠水等のおそれのある箇所は、<u>浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策（または減災対策）を計画、実施する。</u></td> </tr> </table> <p>② [略]</p> <p>③ 雷害対策</p> <table border="1" data-bbox="865 936 1447 1435"> <tr> <td data-bbox="865 936 1158 1435">送電設備</td> <td data-bbox="1158 936 1447 1435">○ 架空地線の設置、<u>避雷装置</u>の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ [略] ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、<u>系統切替を行い、災害の拡大防止に努める。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1435 1158 1478">[略]</td> <td data-bbox="1158 1435 1447 1478">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	変電設備	○ 浸冠水等のおそれのある箇所は、 <u>浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策（または減災対策）を計画、実施する。</u>	送電設備	○ 架空地線の設置、 <u>避雷装置</u> の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ [略] ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、 <u>系統切替を行い、災害の拡大防止に努める。</u>	[略]	[略]
[略]	[略]																	
変電設備	○ 浸冠水等のおそれのある箇所は、 <u>建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落とし対策等を行う。</u>																	
送電設備	○ 架空地線の設置、 <u>防路装置</u> の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ [略] ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、 <u>系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</u>																	
[略]	[略]																	
[略]	[略]																	
変電設備	○ 浸冠水等のおそれのある箇所は、 <u>浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策（または減災対策）を計画、実施する。</u>																	
送電設備	○ 架空地線の設置、 <u>避雷装置</u> の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ [略] ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、 <u>系統切替を行い、災害の拡大防止に努める。</u>																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 災害特別警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>ア 火山に関する予報・警報・情報及び<u>気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達</u></p> <p>イ <u>火山に関する予報・警報・情報、気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達</u></p> <p>ウ 各地域の地象等に関する状況及び被害発生状況の把握</p> <p>エ 市町村等の対応状況の把握</p> <p>オ 応急措置の実施</p> <p>カ その他の情報の把握</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 災害特別警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>ア 火山に関する予報・警報・情報、<u>気象予報・警報等の受領、情報収集及び関係機関への伝達</u></p> <p>イ 各地域の地象等に関する状況及び被害発生状況の把握</p> <p>ウ 市町村等の対応状況の把握</p> <p>エ 応急措置の実施</p> <p>オ その他の情報の把握</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																
3-3-29	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 専用通信施設の利用</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 669"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(有線・無線)設備</td> <td>東北電力(株)岩手支店</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設置者	[略]	[略]	東北電力(有線・無線)設備	東北電力(株)岩手支店	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 専用通信施設の利用</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 669"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(有線・無線)設備</td> <td>東北電力(株)岩手支店、東北電力ネットワーク(株)岩手支社</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設置者	[略]	[略]	東北電力(有線・無線)設備	東北電力(株)岩手支店、東北電力ネットワーク(株)岩手支社	[略]	[略]
設備名	設置者																	
[略]	[略]																	
東北電力(有線・無線)設備	東北電力(株)岩手支店																	
[略]	[略]																	
設備名	設置者																	
[略]	[略]																	
東北電力(有線・無線)設備	東北電力(株)岩手支店、東北電力ネットワーク(株)岩手支社																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案																
3-3-33	<p style="text-align: center;">第7節 広聴広報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 302 839 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第7節 広聴広報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 302 1447 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	[略]	[略]	[略]
実施機関	広聴広報活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北電力(株)岩手支店	[略]																	
[略]	[略]																	
実施機関	広聴広報活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	[略]																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-46	<p align="center">第13節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</p>	<p align="center">第13節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</p> <p align="center"><u>また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。</u></p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-78	<p style="text-align: center;">第29節 農林水産物応急対策計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 畜産対策</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 家畜の防疫</p> <p>○ [略]</p> <p>ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条）</p>	<p style="text-align: center;">第29節 農林水産物応急対策計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 畜産対策</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 家畜の防疫</p> <p>○ [略]</p> <p>ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条及び第30条）</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-3-81	<p>第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 394 552 439">実施機関</th> <th data-bbox="552 394 839 439">担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 439 552 801">国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）</td> <td data-bbox="552 439 839 801"><u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 801 552 846">[略]</td> <td data-bbox="552 801 839 846">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u>	[略]	[略]	<p>第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 394 1160 439">実施機関</th> <th data-bbox="1160 394 1447 439">担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 439 1160 801">国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）</td> <td data-bbox="1160 439 1447 801"><u>国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道（東和 I C～釜石 J C T）、三陸沿岸道路（岩手県内）の道路施設</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 801 1160 846">[略]</td> <td data-bbox="1160 801 1447 846">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道（東和 I C～釜石 J C T）、三陸沿岸道路（岩手県内）の道路施設</u>	[略]	[略]
実施機関	担当区分													
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u>													
[略]	[略]													
実施機関	担当区分													
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道（東和 I C～釜石 J C T）、三陸沿岸道路（岩手県内）の道路施設</u>													
[略]	[略]													
修正理由	○ 現況との整合													

頁	現 計 画	修 正 案																
3-3-83	<p>第31節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 電力施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 対策要員の確保</p> <p>○ 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。</p> <table border="1" data-bbox="256 571 841 1473"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>災害の規模及び状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td><u>災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合</u></td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td><u>災害の発生が予測され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合</u></td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td><u>大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 災害広報</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>電気事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。</u></p>	体制区分	災害の規模及び状況	警戒体制	<u>災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合</u>	第1非常体制	<u>災害の発生が予測され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合</u>	第2非常体制	<u>大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合</u>	<p>第31節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 電力施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 対策要員の確保</p> <p>○ 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。</p> <table border="1" data-bbox="866 571 1450 1473"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>災害の規模及び状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td><u>非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</u></td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td><u>非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合</u></td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td><u>国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 災害広報</p> <p>○ [略]</p>	体制区分	災害の規模及び状況	警戒体制	<u>非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</u>	第1非常体制	<u>非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合</u>	第2非常体制	<u>国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合</u>
体制区分	災害の規模及び状況																	
警戒体制	<u>災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合</u>																	
第1非常体制	<u>災害の発生が予測され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合</u>																	
第2非常体制	<u>大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合</u>																	
体制区分	災害の規模及び状況																	
警戒体制	<u>非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</u>																	
第1非常体制	<u>非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合</u>																	
第2非常体制	<u>国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合</u>																	
修正理由	○ 表記の適正化																	